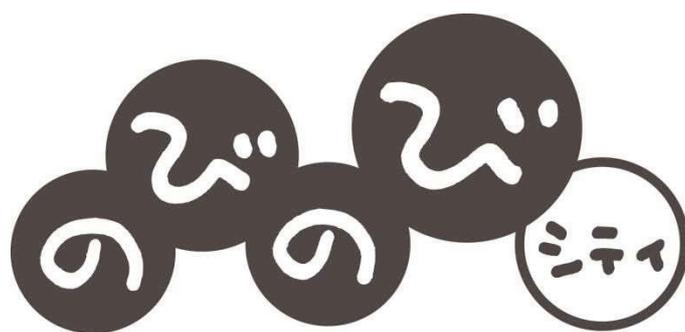


平成30年12月補正予算編成過程



さいたま市

【 目 次 】

1	目的	1
2	公表の内容	1
3	本資料について	1
4	予算要求及び査定の状況（議案第 151 号）	
（1）	会計別一覧	2
（2）	款別一覧	3
（3）	事務事業別の要求と査定経過	4
5	予算要求及び査定の状況（議案第 152 号～第 154 号）	
（1）	会計別一覧	5
（2）	款別一覧	6
（3）	事務事業別の要求と査定経過	7
6	予算要求及び査定の状況（議案第 199 号）	
（1）	会計別一覧	18
（2）	款別一覧	19
（3）	事務事業別の要求と査定経過	20

1 目的

予算編成における意思決定過程の公表は、市民の皆様からお預かりした税金を無駄にすることなく、いかに効率よく効果的な事業に配分をしていくかなどの説明責任を全うすることを目的に行っているものです。

予算編成過程を分かりやすく公表し、積極的な行政情報の「見える化」に取り組んでいます。

2 公表の内容

予算要求及び査定の状況（会計別・款別・事務事業別の要求と査定経過）

3 本資料について

（１）本資料は、平成30年12月補正予算編成における、各局の予算要求から財政局長・市長査定を経て、議会へ提出した予算案を編成する過程を示したものです。

（２）査定とは、各局から要求のあった経費の妥当性などを調査し、決定することをいいます。今回の公表では、財政局長査定額と市長査定額を掲載しています。

（３）本資料において使用されている財政用語については、以下の本市ホームページを参照してください。

<http://www.city.saitama.jp/006/007/011/002/p058774.html>

（４）問い合わせ先

- ① 事業の内容及び予算要求内容 ⇒ 各事業所管課
- ② 事業の査定結果 ⇒ 財政課

4 予算要求及び査定の状況（議案第151号）

（1） 会計別一覧

（単位：千円）

会 計 名		補正前の額	要求額	財政局長査定	市長査定	補正額
一 般 会 計		556,318,910	7,815	7,815	7,815	7,815
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業	109,883,556				
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	23,592,793				
	介 護 保 険 事 業	84,101,915				
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	120,000				
	食 肉 中 央 卸 売 市 場 及 び と 畜 場 事 業	381,000				
	用 地 先 行 取 得 事 業	62,000				
	大 宮 駅 西 口 都 市 改 造 事 業	1,466,000				
	東 浦 和 第 二 土 地 区 画 整 理 事 業	1,775,000				
	浦 和 東 部 第 一 特 定 土 地 区 画 整 理 事 業	2,209,000				
	南 与 野 駅 西 口 土 地 区 画 整 理 事 業	1,367,000				
	指 扇 土 地 区 画 整 理 事 業	784,000				
	江 川 土 地 区 画 整 理 事 業	131,000				
	大 門 下 野 田 特 定 土 地 区 画 整 理 事 業	188,000				
	公 債 管 理	85,224,000				
	計	311,285,264				
	企 業 会 計	水 道 事 業	46,869,930			
病 院 事 業		32,484,823				
下 水 道 事 業		51,155,250				
計		130,510,003				
合 計		998,114,177	7,815	7,815	7,815	7,815

(2) 款別一覧(一般会計)

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	要求額	財政局長査定	市長査定	補正額
1 市 税	260,388,003				
2 地 方 譲 与 税	2,944,001				
3 利 子 割 交 付 金	271,000				
4 配 当 割 交 付 金	880,000				
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,080,000				
6 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	278,000				
7 道 府 県 民 税 所 得 割 臨 時 交 付 金	4,050,000				
8 地 方 消 費 税 交 付 金	22,721,000				
9 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	69,000				
10 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,509,001				
11 軽 油 引 取 税 交 付 金	6,578,001				
12 地 方 特 例 交 付 金	1,541,000				
13 地 方 交 付 税	6,218,000				
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	330,000				
15 分 担 金 及 び 負 担 金	4,573,706				
16 使 用 料 及 び 手 数 料	8,469,876				
17 国 庫 支 出 金	94,973,536				
18 県 支 出 金	21,756,011				
19 財 産 収 入	1,236,996				
20 寄 附 金	229,137				
21 繰 入 金	18,142,046	7,815	7,815	7,815	7,815
22 繰 越 金	1				
23 諸 収 入	29,819,895				
24 市 債	68,260,700				
歳 入 合 計	556,318,910	7,815	7,815	7,815	7,815

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	要求額	財政局長査定	市長査定	補正額
1 議 会 費	1,710,797				
2 総 務 費	55,573,844	7,815	7,815	7,815	7,815
3 民 生 費	196,153,811				
4 衛 生 費	40,171,225				
5 労 働 費	283,449				
6 農 林 水 産 業 費	1,555,428				
7 商 工 費	15,222,574				
8 土 木 費	78,567,730				
9 消 防 費	18,106,182				
10 教 育 費	97,338,036				
11 災 害 復 旧 費	5				
12 公 債 費	51,435,829				
13 予 備 費	200,000				
歳 出 合 計	556,318,910	7,815	7,815	7,815	7,815

(3) 事務事業別の要求と査定経過

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 戸籍住民基本台帳事務事業		補正額	7,815
局/部/課	市民局/区政推進部	〔要求と査定経過〕	
款/項/目	2款 総務費/4項 戸籍住民基本台帳費/1目 戸籍住民基本台帳費	予算書P. 17	要求 7,815
<事業の目的・内容> 行政サービスや社会生活の基礎となる、戸籍や住民基本台帳、個人番号カード等に関する事務を正確かつ迅速に行い、市民サービスの向上を目指します。		財政局長	7,815
		市長	7,815
<補正の目的・内容> 本市を被告とする損害賠償請求事件の判決に基づき、原告に対して賠償金を支払うため、補正を行うものです。		査定区分	A
		補正前予算額	878,338
査定の考え方	要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。		

〔査定区分〕 A:要求どおり B:査定率(査定/要求)80%以上100%未満 C:査定率60%以上80%未満
 D:査定率40%以上60%未満 E:査定率40%未満

5 予算要求及び査定の状況（議案第152号～第154号）

（1） 会計別一覧

（単位：千円）

会 計 名		補正前の額	要求額	財政局長査定	市長査定	補正額	
一 般 会 計		556,326,725	6,080,191	6,080,191	6,080,191	6,080,191	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業	109,883,556					
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	23,592,793					
	介 護 保 険 事 業	84,101,915					
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	120,000					
	食 肉 中 央 卸 売 市 場 及 び と 畜 場 事 業	381,000					
	用 地 先 行 取 得 事 業	62,000					
	大 宮 駅 西 口 都 市 改 造 事 業	1,466,000					
	東 浦 和 第 二 土 地 区 画 整 理 事 業	1,775,000					
	浦 和 東 部 第 一 特 定 土 地 区 画 整 理 事 業	2,209,000					
	南 与 野 駅 西 口 土 地 区 画 整 理 事 業	1,367,000					
	指 扇 土 地 区 画 整 理 事 業	784,000					
	江 川 土 地 区 画 整 理 事 業	131,000					
	大 門 下 野 田 特 定 土 地 区 画 整 理 事 業	188,000					
	公 債 管 理	85,224,000					
	計		311,285,264				
	企 業 会 計	水 道 事 業	46,869,930				
病 院 事 業		32,484,823	596,833	596,833	596,833	596,833	
下 水 道 事 業		51,155,250	債務負担行為の設定				
計		130,510,003	596,833	596,833	596,833	596,833	
合 計		998,121,992	6,677,024	6,677,024	6,677,024	6,677,024	

(2) 款別一覧(一般会計)

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	要求額	財政局長査定	市長査定	補正額
1 市 税	260,388,003				
2 地 方 譲 与 税	2,944,001				
3 利 子 割 交 付 金	271,000				
4 配 当 割 交 付 金	880,000				
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,080,000				
6 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	278,000				
7 道 府 県 民 税 所 得 割 臨 時 交 付 金	4,050,000				
8 地 方 消 費 税 交 付 金	22,721,000				
9 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	69,000				
10 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,509,001				
11 軽 油 引 取 税 交 付 金	6,578,001				
12 地 方 特 例 交 付 金	1,541,000				
13 地 方 交 付 税	6,218,000				
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	330,000				
15 分 担 金 及 び 負 担 金	4,573,706				
16 使 用 料 及 び 手 数 料	8,469,876				
17 国 庫 支 出 金	94,973,536	△ 37,980	△ 37,980	△ 37,980	△ 37,980
18 県 支 出 金	21,756,011				
19 財 産 収 入	1,236,996				
20 寄 附 金	229,137				
21 繰 入 金	18,149,861	188,331	188,331	188,331	188,331
22 繰 越 金	1	3,775,900	3,775,900	3,775,900	3,775,900
23 諸 収 入	29,819,895	1,576,940	1,576,940	1,576,940	1,576,940
24 市 債	68,260,700	577,000	577,000	577,000	577,000
歳 入 合 計	556,326,725	6,080,191	6,080,191	6,080,191	6,080,191

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	要求額	財政局長査定	市長査定	補正額
1 議 会 費	1,710,797	3,528	3,528	3,528	3,528
2 総 務 費	55,581,659	4,350,228	4,350,228	4,350,228	4,350,228
3 民 生 費	196,153,811				
4 衛 生 費	40,171,225	61,511	61,511	61,511	61,511
5 労 働 費	283,449				
6 農 林 水 産 業 費	1,555,428				
7 商 工 費	15,222,574	1,728,888	1,728,888	1,728,888	1,728,888
8 土 木 費	78,567,730	△ 69,402	△ 69,402	△ 69,402	△ 69,402
9 消 防 費	18,106,182	5,438	5,438	5,438	5,438
10 教 育 費	97,338,036				
11 災 害 復 旧 費	5				
12 公 債 費	51,435,829				
13 予 備 費	200,000				
歳 出 合 計	556,326,725	6,080,191	6,080,191	6,080,191	6,080,191

(3) 事務事業別の要求と査定経過

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 議員報酬		補正額	3,528
局/部/課	議会局/総務部/総務課	〔要求と査定経過〕	
款/項/目	1款 議会費/1項 議会費/1目 議会費	予算書 P. 37	要求 3,528
<p><事業の目的・内容> 議員報酬、期末手当、市議会議員年金の公費負担金等を支払います。また、議員の健康増進・健康維持管理を目的として健康診断を実施します。</p>			財政局長 3,528 市長 3,528
<p><補正の目的・内容> 平成30年12月定例会における「さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」の一部改正による期末手当の支給月数の引上げにより必要となる経費について、補正を行うものです。</p>			査定区分 A 補正前予算額 988,977
査定の考え方	要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。		
事務事業名 (仮称) 岩槻人形博物館整備事業		補正額	574,328
局/部/課	スポーツ文化局/文化部/岩槻人形博物館開設準備室	繰越明許費の設定	
款/項/目	2款 総務費/1項 総務管理費/14目 生活文化施設費	予算書 P. 37	〔要求と査定経過〕
<p><事業の目的・内容> 「人形のまち」として知られる岩槻で、生まれ受け継がれてきた伝統ある人形文化の振興を図るため、人と人形の歴史を調査・研究し、その成果を展示等を通じて広く公開することで、人々の人形への親しみを醸成し、人形文化を未来へと継承し、魅力ある資源である人形文化の拠点施設を整備します。</p>			要求 574,328 財政局長 574,328 市長 574,328
<p><補正の目的・内容> 整備事業（実施設計・建設工事）の事業期間が短縮し、建物の引渡ししが平成31年2月の見込みとなったことに伴い、工事費及び施設維持管理費等について、補正を行うものです。</p>			査定区分 A 補正前予算額 1,212,947
査定の考え方	要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。		
事務事業名 財政調整基金積立金		補正額	3,775,900
局/部/課	財政局/財政部/財政課	〔要求と査定経過〕	
款/項/目	2款 総務費/1項 総務管理費/17目 財政調整基金費	予算書 P. 37	要求 3,775,900
<p><事業の目的・内容> 年度間の財源調整等のために積み立てている財政調整基金に対し、積立てを行います。</p>			財政局長 3,775,900 市長 3,775,900
<p><補正の目的・内容> 平成29年度一般会計歳入歳出決算で生じた剰余金について、財政調整基金に積立てを行うため、補正を行うものです。</p>			査定区分 A 補正前予算額 17,278
査定の考え方	要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。		

〔査定区分〕 A:要求どおり B:査定率(査定/要求)80%以上100%未満 C:査定率60%以上80%未満
D:査定率40%以上60%未満 E:査定率40%未満

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 病院事業会計繰出金		補正額	61,511																														
局/部/課	保健福祉局/保健部/健康増進課	〔要求と査定経過〕																															
款/項/目	4款 衛生費/4項 病院費/1目 病院費	予算書P. 37	要求 61,511																														
<事業の目的・内容> 地方公営企業法に基づき、病院事業会計における性質上、病院収入をもって充てることが適当でない経費、能率的な経営を行ってもなお病院の収入のみをもって充てることが困難な経費等について、一般会計から繰出しを行います。			財政局長 61,511																														
			市長 61,511																														
			査定区分 A																														
<補正の目的・内容> 病院事業会計の繰入金の補正に伴い、一般会計からの繰出金について、補正を行うものです。			補正前予算額 2,144,253																														
査定の考え方 要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。																																	
事務事業名 商工施策管理事業		補正額	151,948																														
局/部/課	経済局/商工観光部/経済政策課	継続費の設定																															
款/項/目	7款 商工費/1項 商工費/1目 商工総務費	予算書P. 37	〔要求と査定経過〕																														
<事業の目的・内容> 局・部・課、区役所及び関係団体との調整等の各種事務や施策立案に必要な調査・発信を行い、商工施策の円滑な推進を図ります。			要求 151,948																														
			財政局長 151,948																														
			市長 151,948																														
<補正の目的・内容> (仮称)にぎわい交流館いわつきは、平成32年2月22日の岩槻人形博物館との同時開館を予定しており、年度内に建設工事の契約を行う必要があることから、建設工事に要する経費について、補正を行うものです。			査定区分 A																														
			補正前予算額 64,725																														
〔継続費の設定〕 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">年割額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(仮称)にぎわい交流館いわつき整備事業</td> <td>30</td> <td>151,948</td> <td>0</td> <td>113,900</td> <td>0</td> <td>38,048</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>227,922</td> <td>0</td> <td>170,900</td> <td>0</td> <td>57,022</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>379,870</td> <td>0</td> <td>284,800</td> <td>0</td> <td>95,070</td> </tr> </tbody> </table>				事業名	年度	年割額	財 源 内 訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	(仮称)にぎわい交流館いわつき整備事業	30	151,948	0	113,900	0	38,048	31	227,922	0	170,900	0	57,022	計	379,870	0	284,800	0	95,070
事業名	年度	年割額	財 源 内 訳																														
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																											
(仮称)にぎわい交流館いわつき整備事業	30	151,948	0	113,900	0	38,048																											
	31	227,922	0	170,900	0	57,022																											
	計	379,870	0	284,800	0	95,070																											
査定の考え方 要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。																																	
事務事業名 中小企業資金融資事業		補正額	1,576,940																														
局/部/課	経済局/商工観光部/経済政策課	〔要求と査定経過〕																															
款/項/目	7款 商工費/1項 商工費/2目 商工振興費	予算書P. 37	要求 1,576,940																														
<事業の目的・内容> 市内において事業を営む中小事業者及び創業者に対し、経営の安定及び向上に必要な資金の融資あっせんを行い、中小企業の振興を図ります。			財政局長 1,576,940																														
			市長 1,576,940																														
			査定区分 A																														
<補正の目的・内容> 平成29年度の年末年始に実行した緊急特別資金融資が想定以上に利用されたことにより融資残高が増加したことに加え、平成30年度から受付方法を改正したこと等により、想定以上に融資が実行されていることから、金融機関に対する預託に係る経費について、補正を行うものです。			補正前予算額 12,443,700																														
査定の考え方 要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。																																	

〔査定区分〕 A:要求どおり B:査定率(査定/要求)80%以上100%未満 C:査定率60%以上80%未満
 D:査定率40%以上60%未満 E:査定率40%未満

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 都市公園等管理事業				補正額 15,000																																																							
局/部/課 都市局/都市計画部/都市公園課				〔要求と査定経過〕																																																							
款/項/目 8款 土木費/4項 都市計画費/4目 公園費		予算書P. 37		要求	15,000																																																						
<事業の目的・内容> 都市公園等の管理運営、修繕、取得用地の維持管理を行うとともに、民間児童遊園地の設置等に対する助成を行います。				財政局長	15,000																																																						
				市長	15,000																																																						
				査定区分	A																																																						
<補正の目的・内容> 与野中央公園整備予定地の再生砕石混じりの土砂から、アスベスト含有建材が検出されたため、土砂の除去、運搬、処分を行う経費について、補正を行うものです。				補正前予算額	3,003,550																																																						
				査定の考え方 要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。																																																							
事務事業名 市営住宅建替事業				補正額 △ 84,402																																																							
局/部/課 建設局/建築部/住宅政策課				継続費の変更																																																							
款/項/目 8款 土木費/7項 住宅費/2目 住宅建設費		予算書P. 39		〔要求と査定経過〕																																																							
<事業の目的・内容> 市営住宅は昭和30年代後半から40年代にかけて建設された住宅が多く存在しており、建物の老朽化が進行していることから、安心して暮らせる住まいづくりを推進するため、老朽化が顕著と認められる市営住宅について計画的な建て替えを実施します。				要求	△ 84,402																																																						
				財政局長	△ 84,402																																																						
				市長	△ 84,402																																																						
<補正の目的・内容> 既存建築物の解体工事に時間を要しており、当初予定していた建設工事の工事期間に変更が生じるため、継続費の変更を行うものです。				査定区分	A																																																						
				補正前予算額	334,533																																																						
<継続費の変更> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">年割額</th> <th colspan="3">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地 方 債</th> <th>一 般 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">市 営 道 祖 土 戸 崎 団 地 業 建 替 事 業</td> <td rowspan="2">30</td> <td>補正前</td> <td>84,402</td> <td>37,980</td> <td>46,400</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">31</td> <td>補正前</td> <td>2,020,086</td> <td>909,038</td> <td>1,111,000</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>737,682</td> <td>331,956</td> <td>405,700</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">32</td> <td>補正前</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>1,366,806</td> <td>615,062</td> <td>751,700</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>補正前</td> <td>2,104,488</td> <td>947,018</td> <td>1,157,400</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>2,104,488</td> <td>947,018</td> <td>1,157,400</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table>				事業名	年度	年割額	財 源 内 訳			国県支出金	地 方 債	一 般 財 源	市 営 道 祖 土 戸 崎 団 地 業 建 替 事 業	30	補正前	84,402	37,980	46,400	22	補正後	0	0	0	0	31	補正前	2,020,086	909,038	1,111,000	48	補正後	737,682	331,956	405,700	26	32	補正前	—	—	—	—	補正後	1,366,806	615,062	751,700	44	計	補正前	2,104,488	947,018	1,157,400	70	補正後	2,104,488	947,018	1,157,400	70	査定の考え方 要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。	
事業名	年度	年割額	財 源 内 訳																																																								
			国県支出金	地 方 債	一 般 財 源																																																						
市 営 道 祖 土 戸 崎 団 地 業 建 替 事 業	30	補正前	84,402	37,980	46,400	22																																																					
		補正後	0	0	0	0																																																					
	31	補正前	2,020,086	909,038	1,111,000	48																																																					
		補正後	737,682	331,956	405,700	26																																																					
	32	補正前	—	—	—	—																																																					
		補正後	1,366,806	615,062	751,700	44																																																					
	計	補正前	2,104,488	947,018	1,157,400	70																																																					
		補正後	2,104,488	947,018	1,157,400	70																																																					
	事務事業名 消防施設等整備事業				補正額 5,438																																																						
	局/部/課 消防局/総務部/消防施設課				繰越明許費の設定																																																						
款/項/目 9款 消防費/1項 消防費/3目 消防施設費		予算書P. 39		〔要求と査定経過〕																																																							
<事業の目的・内容> 消防体制の充実強化及び消防署所を計画的に整備するため、消防署所の建設工事及び設計等を行います。また、消防団の充実強化に係る事業を推進するため、消防分団車庫の建設工事及び設計業務等を行います。				要求	5,438																																																						
				財政局長	5,438																																																						
				市長	5,438																																																						
<補正の目的・内容> 消防分団車庫改築工事に係る入札の不調により工事着手ができず、当初想定していない人件費や資材単価等の上昇により工事費の増額が見込まれるため、補正を行うものです。				査定区分	A																																																						
				補正前予算額	1,604,457																																																						
査定の考え方 要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。																																																											

〔査定区分〕 A:要求どおり B:査定率(査定/要求)80%以上100%未満 C:査定率60%以上80%未満
 D:査定率40%以上60%未満 E:査定率40%未満

(一般会計：繰越明許費)

(単位：千円)

事業名 公立保育所管理運営事業外3事業						繰越明許費の追加		
局/部/課	子ども未来局/幼児未来部/保育課外3課					〔要求と査定経過〕		
予算書P.	24	3、8款 民生費、土木費				要求	—	
<事業の目的・内容> 繰越明許費の追加を行うものです。						財政局長	—	
						市長	—	
(一般会計：繰越明許費追加) (単位：千円)						査定区分	A	
款	項	事業名	局名	課所名	金額	補正前予算額		
3	4	児童福祉費	公立保育所管理運営事業	子ども未来局 保育課	163,459	/		
<繰越理由> 上落合保育園修繕工事について、入札不調により、年度内の事業完了が見込めないため。								
8	2	道路橋りょう費	道路新設改良事業	建設局 道路計画課	270,000			
<繰越理由> 国道463号越谷浦和バイパス(鶴巻IC)の道路改良工事について、施工協議に不測の日数を要し、年度内の事業完了が見込めないため。								
8	3	河川費	河川改修事業	建設局 河川課	150,000			
<繰越理由> 高沼用水路東縁の排水路改修工事について、入札不調により、年度内の事業完了が見込めないため。								
8	4	都市計画費	大宮駅周辺地域戦略ビジョン推進事業	都市局 東日本交流拠点整備課	43,000	/		
<繰越理由> (仮称)大宮駅北側東西通路調査設計について、調査の前提条件についての鉄道事業者との事前協議に不測の日数を要し、年度内の事業完了が見込めないため。								
査定の考え方		要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。						

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 市民会館うらわ管理業務							債務負担行為の設定	
局/部/課	スポーツ文化局/文化部/文化振興課						〔要求と査定経過〕	
予算書P.	25						要求	—
<補正の目的・内容> 指定管理者制度により、効果的かつ効率的な施設運営や、利用者サービスの向上及び本市の文化振興の推進を図ります。 指定管理期間の満了に伴い、平成31年度以降の指定管理者と協定を締結する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。						財政局長	—	
						市長	—	
<債務負担行為>						査定区分	A	
						補正前予算額		—
事項	期間	限度額	財源内訳				/	
			国県支出金	地方債	その他	一般財源		
市民会館うらわ管理業務	平成30年度から平成32年度まで	241,469	0	0	6,118	235,351		
査定の考え方		要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。						

〔査定区分〕 A:要求どおり B:査定率(査定/要求)80%以上100%未満 C:査定率60%以上80%未満
 D:査定率40%以上60%未満 E:査定率40%未満

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 さいたまスポーツフェスティバル2019開催事業							債務負担行為の設定																																								
局/部/課 都市戦略本部/オリンピック・パラリンピック部							〔要求と査定経過〕																																								
予算書P. 25							要求 —																																								
<p>＜補正の目的・内容＞</p> <p>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への気運醸成を図り、大会を成功に導くため、市民がオリンピック・パラリンピック競技種目等を気軽に体験できるスポーツイベントを開催します。</p> <p>平成31年度当初の開催に向けて、会場の確保や出展団体の調整などについて、今年度中に着手する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。</p>							財政局長 — 市長 —																																								
<p>＜債務負担行為＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 項</th> <th rowspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">限 度 額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地 方 債</th> <th>そ の 他</th> <th>一 般 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さいたまスポーツフェスティバル2019開催事業</td> <td>平成30年度から平成31年度まで</td> <td>24,155</td> <td>18,115</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>6,040</td> </tr> </tbody> </table>							事 項	期 間	限 度 額	財 源 内 訳				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	さいたまスポーツフェスティバル2019開催事業	平成30年度から平成31年度まで	24,155	18,115	0	0	6,040	査定区分 B 補正前予算額 —																						
事 項	期 間	限 度 額	財 源 内 訳																																												
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源																																									
さいたまスポーツフェスティバル2019開催事業	平成30年度から平成31年度まで	24,155	18,115	0	0	6,040																																									
<p>査定の考え方 要求内容について適正と認められるため、事業費を精査した上で、補正予算に計上しました。</p>																																															
事項 榑水老人憩いの家外6施設、榑水児童センター外8施設及び榑水放課後児童クラブ外16施設管理業務外3件							債務負担行為の設定																																								
局/部/課 ①保健福祉局/長寿応援部/高齢福祉課							〔要求と査定経過〕																																								
局/部/課 ②子ども未来局/子ども育成部/青少年育成課							要求 —																																								
予算書P. 25							財政局長 —																																								
<p>＜補正の目的・内容＞</p> <p>指定管理者制度により、老人福祉センター等、児童センター及び放課後児童クラブの管理運営、施設修繕等を行い、施設利用者へのサービス向上を図ります。</p> <p>指定管理期間の満了に伴い、平成31年度以降の指定管理者と協定を締結する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。</p>							市長 — 査定区分 A																																								
<p>＜債務負担行為＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 項</th> <th rowspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">限 度 額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地 方 債</th> <th>そ の 他</th> <th>一 般 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>榑水老人憩いの家外6施設、榑水児童センター外8施設及び榑水放課後児童クラブ外16施設管理業務</td> <td>平成30年度から平成35年度まで</td> <td>2,368,085</td> <td>374,790</td> <td>0</td> <td>306,450</td> <td>1,686,845</td> </tr> <tr> <td>与野本町老人憩いの家、与野本町児童センター外3施設及び与野南放課後児童クラブ外16施設管理業務</td> <td>平成30年度から平成35年度まで</td> <td>1,732,423</td> <td>449,850</td> <td>0</td> <td>367,820</td> <td>914,753</td> </tr> <tr> <td>老人福祉センター仲本荘、仲本児童センター外2施設及び文蔵放課後児童クラブ外20施設管理業務</td> <td>平成30年度から平成35年度まで</td> <td>1,876,982</td> <td>557,560</td> <td>0</td> <td>455,885</td> <td>863,537</td> </tr> <tr> <td>尾間木児童センター外1施設及び三室放課後児童クラブ外18施設管理業務</td> <td>平成30年度から平成35年度まで</td> <td>1,587,422</td> <td>466,420</td> <td>0</td> <td>381,365</td> <td>739,637</td> </tr> </tbody> </table>							事 項	期 間	限 度 額	財 源 内 訳				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	榑水老人憩いの家外6施設、榑水児童センター外8施設及び榑水放課後児童クラブ外16施設管理業務	平成30年度から平成35年度まで	2,368,085	374,790	0	306,450	1,686,845	与野本町老人憩いの家、与野本町児童センター外3施設及び与野南放課後児童クラブ外16施設管理業務	平成30年度から平成35年度まで	1,732,423	449,850	0	367,820	914,753	老人福祉センター仲本荘、仲本児童センター外2施設及び文蔵放課後児童クラブ外20施設管理業務	平成30年度から平成35年度まで	1,876,982	557,560	0	455,885	863,537	尾間木児童センター外1施設及び三室放課後児童クラブ外18施設管理業務	平成30年度から平成35年度まで	1,587,422	466,420	0	381,365	739,637	補正前予算額 —	
事 項	期 間	限 度 額	財 源 内 訳																																												
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源																																									
榑水老人憩いの家外6施設、榑水児童センター外8施設及び榑水放課後児童クラブ外16施設管理業務	平成30年度から平成35年度まで	2,368,085	374,790	0	306,450	1,686,845																																									
与野本町老人憩いの家、与野本町児童センター外3施設及び与野南放課後児童クラブ外16施設管理業務	平成30年度から平成35年度まで	1,732,423	449,850	0	367,820	914,753																																									
老人福祉センター仲本荘、仲本児童センター外2施設及び文蔵放課後児童クラブ外20施設管理業務	平成30年度から平成35年度まで	1,876,982	557,560	0	455,885	863,537																																									
尾間木児童センター外1施設及び三室放課後児童クラブ外18施設管理業務	平成30年度から平成35年度まで	1,587,422	466,420	0	381,365	739,637																																									
<p>査定の考え方 要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。</p>																																															
事項 冒険はらっぱ運営業務							債務負担行為の設定																																								
局/部/課 子ども未来局/子ども家庭総合センター/総務課							〔要求と査定経過〕																																								
予算書P. 25							要求 —																																								
<p>＜補正の目的・内容＞</p> <p>子ども・家庭を取り巻く課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援する、子ども家庭総合センターの管理運営を行います。</p> <p>子ども家庭総合センターの継続的な運営のため、冒険はらっぱ運営業務について、債務負担行為の設定を行うものです。</p>							財政局長 — 市長 — 査定区分 C																																								
<p>＜債務負担行為＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 項</th> <th rowspan="2">期 間</th> <th rowspan="2">限 度 額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地 方 債</th> <th>そ の 他</th> <th>一 般 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冒険はらっぱ運営業務</td> <td>平成30年度から平成31年度まで</td> <td>10,303</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>10,303</td> </tr> </tbody> </table>							事 項	期 間	限 度 額	財 源 内 訳				国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	冒険はらっぱ運営業務	平成30年度から平成31年度まで	10,303	0	0	0	10,303	補正前予算額 —																						
事 項	期 間	限 度 額	財 源 内 訳																																												
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源																																									
冒険はらっぱ運営業務	平成30年度から平成31年度まで	10,303	0	0	0	10,303																																									
<p>査定の考え方 要求内容について適正と認められるため、事業費を精査した上で、補正予算に計上しました。</p>																																															

〔査定区分〕 A:要求どおり B:査定率(査定/要求)80%以上100%未満 C:査定率60%以上80%未満
 D:査定率40%以上60%未満 E:査定率40%未満

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 産業文化センター管理業務							債務負担行為の設定																										
局/部/課 経済局/商工観光部/経済政策課							〔要求と査定経過〕																										
予算書P. 25							要求	—																									
<補正の目的・内容> 指定管理者制度により、産業文化センターの施設の維持管理・運営を適切に行います。 指定管理期間の満了に伴い、平成31年度以降の指定管理者と協定を締結する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。							財政局長	—																									
							<債務負担行為> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業文化センター管理業務</td> <td>平成30年度から平成35年度まで</td> <td>112,230</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>112,230</td> </tr> </tbody> </table>							事項	期間	限度額	財 源 内 訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	産業文化センター管理業務	平成30年度から平成35年度まで	112,230	0	0	0	112,230	査定区分	A
																	事項	期間	限度額	財 源 内 訳													
国県支出金	地方債	その他	一般財源																														
産業文化センター管理業務	平成30年度から平成35年度まで	112,230	0	0	0	112,230																											
							補正前予算額	—																									

査定の考え方 要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。

事項 スマイルロード整備工事							債務負担行為の設定																										
局/部/課 建設局/土木部/道路環境課							〔要求と査定経過〕																										
予算書P. 25							要求	—																									
<補正の目的・内容> スマイルロード整備事業においては、沿道の方々からの申請に基づき道路の整備を進めます。 スマイルロード整備工事を早期発注することにより、工事の施工時期等の平準化を図るため、債務負担行為の設定を行うものです。							財政局長	—																									
							<債務負担行為> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スマイルロード整備工事</td> <td>平成30年度から平成31年度まで</td> <td>408,000</td> <td>0</td> <td>355,500</td> <td>0</td> <td>52,500</td> </tr> </tbody> </table>							事項	期間	限度額	財 源 内 訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	スマイルロード整備工事	平成30年度から平成31年度まで	408,000	0	355,500	0	52,500	査定区分	A
																	事項	期間	限度額	財 源 内 訳													
国県支出金	地方債	その他	一般財源																														
スマイルロード整備工事	平成30年度から平成31年度まで	408,000	0	355,500	0	52,500																											
							補正前予算額	—																									

査定の考え方 要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。

事項 暮らしの道路整備測量設計業務							債務負担行為の設定																										
局/部/課 建設局/土木部/道路環境課							〔要求と査定経過〕																										
予算書P. 25							要求	—																									
<補正の目的・内容> 道路幅員が4メートル未満の道路においては、消防・救急などの緊急活動の妨げとなるほか、道路排水の悪い箇所があるなど様々な問題を抱えています。 これらの問題に対処するため、沿道の方々からの申請に基づき、道路用地の寄附を受けて行う暮らしの道路整備事業により生活道路の整備を進めます。 暮らしの道路整備測量設計業務を早期発注することにより、工事の施工時期等の平準化を図るため、債務負担行為の設定を行うものです。							財政局長	—																									
							<債務負担行為> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暮らしの道路整備測量設計業務</td> <td>平成30年度から平成31年度まで</td> <td>11,000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>11,000</td> </tr> </tbody> </table>							事項	期間	限度額	財 源 内 訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	暮らしの道路整備測量設計業務	平成30年度から平成31年度まで	11,000	0	0	0	11,000	査定区分	A
																	事項	期間	限度額	財 源 内 訳													
国県支出金	地方債	その他	一般財源																														
暮らしの道路整備測量設計業務	平成30年度から平成31年度まで	11,000	0	0	0	11,000																											
							補正前予算額	—																									

査定の考え方 要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。

〔査定区分〕 A:要求どおり B:査定率(査定/要求)80%以上100%未満 C:査定率60%以上80%未満
D:査定率40%以上60%未満 E:査定率40%未満

事項 暮らしの道路整備工事				債務負担行為の設定																				
局/部/課	建設局/土木部/道路環境課			〔要求と査定経過〕																				
予算書P.	25			要求	—																			
<補正の目的・内容> 道路幅員が4メートル未満の道路においては、消防・救急などの緊急活動の妨げとなるほか、道路排水の悪い箇所があるなど様々な問題を抱えています。これらの問題に対処するため、沿道の方々からの申請に基づき、道路用地の寄附を受けて行う暮らしの道路整備事業により生活道路の整備を進めます。暮らしの道路整備工事を早期発注することにより、工事の施工時期等の平準化を図るため、債務負担行為の設定を行うものです。				財政局長	—																			
				市長	—																			
				査定区分	A																			
<債務負担行為> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暮らしの道路整備工事</td> <td>平成30年度から平成31年度まで</td> <td>125,000</td> <td>0</td> <td>112,500</td> <td>0</td> <td>12,500</td> </tr> </tbody> </table>				事項	期間	限度額	財源内訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	暮らしの道路整備工事	平成30年度から平成31年度まで	125,000	0	112,500	0	12,500	補正前予算額	—	
事項	期間	限度額	財源内訳																					
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																		
暮らしの道路整備工事	平成30年度から平成31年度まで	125,000	0	112,500	0	12,500																		

査定の考え方 要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。

事項 橋りょう補修工事				債務負担行為の設定																				
局/部/課	建設局/土木部/道路環境課			〔要求と査定経過〕																				
予算書P.	25			要求	—																			
<補正の目的・内容> 震災時における道路ネットワークを確保するために橋りょう耐震補強工事を行うことにより、橋りょうの機能を維持し、安心して安全な道路環境の確保を図ります。また、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋りょうの修繕を計画的に実施します。橋りょう耐震化工事及び長寿命化工事を早期発注することにより、工事の施工時期等の平準化を図るため、債務負担行為の設定を行うものです。				財政局長	—																			
				市長	—																			
				査定区分	A																			
<債務負担行為> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋りょう補修工事</td> <td>平成30年度から平成31年度まで</td> <td>522,000</td> <td>240,150</td> <td>248,700</td> <td>5,400</td> <td>27,750</td> </tr> </tbody> </table>				事項	期間	限度額	財源内訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	橋りょう補修工事	平成30年度から平成31年度まで	522,000	240,150	248,700	5,400	27,750	補正前予算額	—	
事項	期間	限度額	財源内訳																					
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																		
橋りょう補修工事	平成30年度から平成31年度まで	522,000	240,150	248,700	5,400	27,750																		

査定の考え方 要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。

事項 自転車通行環境詳細設計業務				債務負担行為の設定																				
局/部/課	建設局/土木部/道路環境課			〔要求と査定経過〕																				
予算書P.	25			要求	—																			
<補正の目的・内容> 歩行者等の安全な通行を確保するため、幹線道路の歩道整備、主要駅周辺の無電柱化を実施します。また、踏切内の歩行空間整備を行う踏切改良、警察が実施する速度規制と連携し生活道路の安全対策を行うゾーン30の推進、自転車ネットワーク整備計画に基づく自転車通行環境の整備等により、安全かつ快適な道路空間の確保を進めます。自転車通行環境詳細設計業務を早期に発注することにより、工事の施工時期等の平準化を図るため、債務負担行為の設定を行うものです。				財政局長	—																			
				市長	—																			
				査定区分	A																			
<債務負担行為> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車通行環境詳細設計業務</td> <td>平成30年度から平成31年度まで</td> <td>13,000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>13,000</td> </tr> </tbody> </table>				事項	期間	限度額	財源内訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	自転車通行環境詳細設計業務	平成30年度から平成31年度まで	13,000	0	0	0	13,000	補正前予算額	—	
事項	期間	限度額	財源内訳																					
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																		
自転車通行環境詳細設計業務	平成30年度から平成31年度まで	13,000	0	0	0	13,000																		

査定の考え方 要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。

〔査定区分〕 A:要求どおり B:査定率(査定/要求)80%以上100%未満 C:査定率60%以上80%未満
D:査定率40%以上60%未満 E:査定率40%未満

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 河川改修詳細設計業務							債務負担行為の設定																					
局/部/課 建設局/土木部/河川課							〔要求と査定経過〕																					
予算書P. 26							要求 —																					
<補正の目的・内容> 都市化の著しい河川流域における雨水流出量の増大等に対応するため、流域内の公園に貯留浸透施設の設置を進め、治水安全度の向上を目指します。 河川改修詳細設計業務を早期に発注することにより、工事の施工時期等の平準化を図るため、債務負担行為の設定を行うものです。							財政局長 —																					
							市長 —																					
							査定区分	A																				
<債務負担行為> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川改修詳細設計業務</td> <td>平成30年度から平成31年度まで</td> <td>39,000</td> <td>0</td> <td>35,100</td> <td>0</td> <td>3,900</td> <td>補正前予算額</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>							事項	期間	限度額	財 源 内 訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	河川改修詳細設計業務	平成30年度から平成31年度まで	39,000	0	35,100	0	3,900	補正前予算額	—		
事項	期間	限度額	財 源 内 訳																									
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																						
河川改修詳細設計業務	平成30年度から平成31年度まで	39,000	0	35,100	0	3,900	補正前予算額	—																				
査定の考え方		要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。																										

事項 河川改修工事							債務負担行為の設定																					
局/部/課 建設局/土木部/河川課							〔要求と査定経過〕																					
予算書P. 26							要求 —																					
<補正の目的・内容> 浸水被害を軽減し、流域の市民の安全を守るため、川幅を拡幅し、川底を掘り下げること等により、改修工事を進め、1時間当たり30～50mmの雨量に対応する整備を行います。 河川改修工事を早期に発注することにより、工事の施工時期等の平準化を図るため、債務負担行為の設定を行うものです。							財政局長 —																					
							市長 —																					
							査定区分	A																				
<債務負担行為> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川改修工事</td> <td>平成30年度から平成31年度まで</td> <td>169,000</td> <td>0</td> <td>152,100</td> <td>0</td> <td>16,900</td> <td>補正前予算額</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>							事項	期間	限度額	財 源 内 訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	河川改修工事	平成30年度から平成31年度まで	169,000	0	152,100	0	16,900	補正前予算額	—		
事項	期間	限度額	財 源 内 訳																									
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																						
河川改修工事	平成30年度から平成31年度まで	169,000	0	152,100	0	16,900	補正前予算額	—																				
査定の考え方		要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。																										

事項 浦和総合運動場外3施設管理業務外6件							債務負担行為の設定																																																																													
局/部/課 都市局/都市計画部/都市公園課							〔要求と査定経過〕																																																																													
予算書P. 26							要求 —																																																																													
<補正の目的・内容> 指定管理者制度により、浦和総合運動場外3施設外6件の管理運営、施設修繕等を行い、施設利用者へのサービス向上を図ります。 指定管理期間の満了に伴い、平成31年度以降の指定管理者と協定を締結する必要があることから、債務負担行為の設定を行うものです。							財政局長 —																																																																													
							市長 —																																																																													
							査定区分	A																																																																												
<債務負担行為> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浦和総合運動場外3施設管理業務</td> <td>平成30年度から平成35年度まで</td> <td>1,002,587</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>公園使用料</td> <td>左の特定財源を除いた額</td> <td rowspan="8">補正前予算額 —</td> </tr> <tr> <td>沼影公園管理業務</td> <td>平成30年度から平成35年度まで</td> <td>568,894</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>公園使用料</td> <td>左の特定財源を除いた額</td> </tr> <tr> <td>荒川総合運動公園外2施設管理業務</td> <td>平成30年度から平成35年度まで</td> <td>687,047</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>公園使用料</td> <td>左の特定財源を除いた額</td> </tr> <tr> <td>大和田公園外3施設管理業務</td> <td>平成30年度から平成35年度まで</td> <td>1,224,710</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>公園使用料</td> <td>左の特定財源を除いた額</td> </tr> <tr> <td>岩槻諏訪公園外4施設管理業務</td> <td>平成30年度から平成35年度まで</td> <td>1,210,868</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>公園使用料</td> <td>左の特定財源を除いた額</td> </tr> <tr> <td>与野中央公園外2施設及びその他南部無料公園管理業務</td> <td>平成30年度から平成35年度まで</td> <td>4,075,233千円以内</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>公園使用料</td> <td>平成31年度以降に開設する南部無料公園の管理運営経費を加えた額の範囲内</td> </tr> <tr> <td>三橋総合公園外3施設及びその他北部無料公園管理業務</td> <td>平成30年度から平成35年度まで</td> <td>4,617,867千円以内</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>公園使用料</td> <td>平成31年度以降に開設する北部無料公園の管理運営経費を加えた額の範囲内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>左の特定財源を除いた額</td> </tr> </tbody> </table>							事項	期間	限度額	財 源 内 訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	浦和総合運動場外3施設管理業務	平成30年度から平成35年度まで	1,002,587	0	0	0	公園使用料	左の特定財源を除いた額	補正前予算額 —	沼影公園管理業務	平成30年度から平成35年度まで	568,894	0	0	0	公園使用料	左の特定財源を除いた額	荒川総合運動公園外2施設管理業務	平成30年度から平成35年度まで	687,047	0	0	0	公園使用料	左の特定財源を除いた額	大和田公園外3施設管理業務	平成30年度から平成35年度まで	1,224,710	0	0	0	公園使用料	左の特定財源を除いた額	岩槻諏訪公園外4施設管理業務	平成30年度から平成35年度まで	1,210,868	0	0	0	公園使用料	左の特定財源を除いた額	与野中央公園外2施設及びその他南部無料公園管理業務	平成30年度から平成35年度まで	4,075,233千円以内	0	0	0	公園使用料	平成31年度以降に開設する南部無料公園の管理運営経費を加えた額の範囲内	三橋総合公園外3施設及びその他北部無料公園管理業務	平成30年度から平成35年度まで	4,617,867千円以内	0	0	0	公園使用料	平成31年度以降に開設する北部無料公園の管理運営経費を加えた額の範囲内								左の特定財源を除いた額		
事項	期間	限度額	財 源 内 訳																																																																																	
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																																																																														
浦和総合運動場外3施設管理業務	平成30年度から平成35年度まで	1,002,587	0	0	0	公園使用料	左の特定財源を除いた額	補正前予算額 —																																																																												
沼影公園管理業務	平成30年度から平成35年度まで	568,894	0	0	0	公園使用料	左の特定財源を除いた額																																																																													
荒川総合運動公園外2施設管理業務	平成30年度から平成35年度まで	687,047	0	0	0	公園使用料	左の特定財源を除いた額																																																																													
大和田公園外3施設管理業務	平成30年度から平成35年度まで	1,224,710	0	0	0	公園使用料	左の特定財源を除いた額																																																																													
岩槻諏訪公園外4施設管理業務	平成30年度から平成35年度まで	1,210,868	0	0	0	公園使用料	左の特定財源を除いた額																																																																													
与野中央公園外2施設及びその他南部無料公園管理業務	平成30年度から平成35年度まで	4,075,233千円以内	0	0	0	公園使用料	平成31年度以降に開設する南部無料公園の管理運営経費を加えた額の範囲内																																																																													
三橋総合公園外3施設及びその他北部無料公園管理業務	平成30年度から平成35年度まで	4,617,867千円以内	0	0	0	公園使用料	平成31年度以降に開設する北部無料公園の管理運営経費を加えた額の範囲内																																																																													
							左の特定財源を除いた額																																																																													
査定の考え方		要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。																																																																																		

〔査定区分〕 A:要求どおり B:査定率(査定/要求)80%以上100%未満 C:査定率60%以上80%未満
 D:査定率40%以上60%未満 E:査定率40%未満

事項 沼影市民プール外2施設修繕							債務負担行為の設定																			
局/部/課 都市局/都市計画部/都市公園課							〔要求と査定経過〕																			
予算書P. 26							要求 —																			
<補正の目的・内容> 沼影市民プール外2施設の屋外プールの修繕を早期に発注することにより、修繕の施工時期等の平準化を図るため、債務負担行為の設定を行うものです。							財政局長 —																			
<債務負担行為> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沼影市民プール外2施設修繕</td> <td>平成30年度から平成31年度まで</td> <td>67,429</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>67,429</td> </tr> </tbody> </table>							事項	期間	限度額	財 源 内 訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	沼影市民プール外2施設修繕	平成30年度から平成31年度まで	67,429	0	0	0	67,429	市長 —	
事項	期間	限度額	財 源 内 訳																							
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																				
沼影市民プール外2施設修繕	平成30年度から平成31年度まで	67,429	0	0	0	67,429																				
							査定区分	A																		
							補正前予算額 —																			
査定の考え方 要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。																										
事項 都市公園修繕							債務負担行為の設定																			
局/部/課 都市局/都市計画部/都市公園課							〔要求と査定経過〕																			
予算書P. 26							要求 —																			
<補正の目的・内容> 公園施設の小修繕の一部を早期に発注することにより、修繕の施工時期等の平準化を図るため、債務負担行為の設定を行うものです。							財政局長 —																			
<債務負担行為> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市公園修繕</td> <td>平成30年度から平成31年度まで</td> <td>6,480</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>6,480</td> </tr> </tbody> </table>							事項	期間	限度額	財 源 内 訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	都市公園修繕	平成30年度から平成31年度まで	6,480	0	0	0	6,480	市長 —	
事項	期間	限度額	財 源 内 訳																							
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																				
都市公園修繕	平成30年度から平成31年度まで	6,480	0	0	0	6,480																				
							査定区分	A																		
							補正前予算額 —																			
査定の考え方 要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。																										
事項 都市公園実施設計業務							債務負担行為の設定																			
局/部/課 都市局/都市計画部/都市公園課							〔要求と査定経過〕																			
予算書P. 26							要求 —																			
<補正の目的・内容> 都市公園の実施設計を早期に発注することにより、工事の施工時期等の平準化を図るため、債務負担行為の設定を行うものです。							財政局長 —																			
<債務負担行為> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市公園実施設計業務</td> <td>平成30年度から平成31年度まで</td> <td>53,635</td> <td>0</td> <td>40,000</td> <td>0</td> <td>13,635</td> </tr> </tbody> </table>							事項	期間	限度額	財 源 内 訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	都市公園実施設計業務	平成30年度から平成31年度まで	53,635	0	40,000	0	13,635	市長 —	
事項	期間	限度額	財 源 内 訳																							
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																				
都市公園実施設計業務	平成30年度から平成31年度まで	53,635	0	40,000	0	13,635																				
							査定区分	A																		
							補正前予算額 —																			
査定の考え方 要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。																										

〔査定区分〕 A:要求どおり B:査定率(査定/要求)80%以上100%未満 C:査定率60%以上80%未満
 D:査定率40%以上60%未満 E:査定率40%未満

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 中等教育学校整備事業（追加分）							債務負担行為の設定																											
局/部/課 教育委員会事務局/学校教育部/高校教育課							〔要求と査定経過〕																											
予算書P. 26							要求 —																											
<補正の目的・内容> 大宮国際中等教育学校の整備については、民間活力を導入し、設計、施工、維持管理及び運営を一括して行うPFI-BTO方式を採用しており、平成31年4月の開校に向け、建設工事を実施するとともに、各種準備を進めます。 物価水準の変動に伴い、契約約款に基づき、サービス対価を改定する必要が生じたため、債務負担行為の設定を行うものです。							財政局長 —																											
							査定区分		A																									
<債務負担行為> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中等教育学校整備事業（追加分）</td> <td>平成31年度から平成45年度まで</td> <td>45,456</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>45,456</td> </tr> </tbody> </table>							事項	期間	限度額	財源内訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	中等教育学校整備事業（追加分）	平成31年度から平成45年度まで	45,456	0	0	0	45,456	補正前予算額 —									
事項	期間	限度額	財源内訳																															
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																												
中等教育学校整備事業（追加分）	平成31年度から平成45年度まで	45,456	0	0	0	45,456																												
査定の考え方 要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。																																		
事項 道路修繕工事							債務負担行為の変更																											
局/部/課 建設局/土木部/道路環境課							〔要求と査定経過〕																											
予算書P. 27							要求 —																											
<補正の目的・内容> 道路パトロールや市民からの通報に基づき、舗装や道路附属物などの損傷箇所を修繕することにより、安心・安全で快適な道路環境を維持します。 道路修繕工事を早期に発注することにより、工事の施工時期等の平準化を図るため、債務負担行為の変更を行うものです。							財政局長 —																											
							査定区分		A																									
<債務負担行為> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">道路修繕工事</td> <td>補正前</td> <td>平成30年度から平成31年度まで</td> <td>280,000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>280,000</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>平成30年度から平成31年度まで</td> <td>523,000</td> <td>0</td> <td>162,000</td> <td>0</td> <td>361,000</td> </tr> </tbody> </table>							事項	期間	限度額	財源内訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	道路修繕工事	補正前	平成30年度から平成31年度まで	280,000	0	0	0	280,000	補正後	平成30年度から平成31年度まで	523,000	0	162,000	0	361,000	補正前予算額 —	
事項	期間	限度額	財源内訳																															
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																												
道路修繕工事	補正前	平成30年度から平成31年度まで	280,000	0	0	0	280,000																											
	補正後	平成30年度から平成31年度まで	523,000	0	162,000	0	361,000																											
査定の考え方 要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。																																		

(企業会計)

(単位：千円)

会計名 病院事業会計				補正額 596,833	
局/部/課 ①保健福祉局/市立病院経営部/庶務課				〔要求と査定経過〕	
局/部/課 ②保健福祉局/市立病院経営部/財務課				要求 596,833	
局/部/課 ③保健福祉局/市立病院経営部/医事課				財政局長 596,833	
予算書 病院事業会計補正予算書				市長 596,833	
<事業の目的・内容> さいたま市唯一の市立病院として、また、地域の基幹病院として、市民が必要とする医療機能と役割を持った信頼される病院を目指します。				査定区分 A	
				補正前予算額 32,484,823	
<補正の目的・内容> 給与改定に伴う給与費の不足額や職員構成の変動等に伴う給与費、経費の不足額及び入院収益の増収が見込まれることに伴う材料費、雑損失の不足額等について、補正を行うものです。					
査定の考え方 要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。					

〔査定区分〕 A:要求どおり B:査定率(査定/要求)80%以上100%未満 C:査定率60%以上80%未満
 D:査定率40%以上60%未満 E:査定率40%未満

(企業会計)

(単位：千円)

会計名 下水道事業会計				債務負担行為の設定				
局/部/課	建設局/下水道部/下水道計画課			〔要求と査定経過〕				
予算書	下水道事業会計補正予算書			要求	—			
<補正の目的・内容> 市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全と浸水の防除に資するため、施設の整備を実施します。 事業実施が一定の時期に集中していることから、早期に事業を発注することにより実施時期の平準化を図る必要があるため、債務負担行為の設定を行うものです。				財政局長	—			
				市長	—			
				査定区分	A			
				補正前予算額	—			
<債務負担行為>								
事 項	期 間	限 度 額	財 源 内 訳					
			国庫補助金				企業債	損益勘定 留保資金等
下水道事業実施設計業務	平成30年度から 平成31年度まで	234,000	0				234,000	0
芝川第8処理分区外22件下水道 整備工事	平成30年度から 平成31年度まで	1,013,000	0	1,013,000	0			
査定の考え方	要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。							

〔査定区分〕 A:要求どおり B:査定率(査定/要求)80%以上100%未満 C:査定率60%以上80%未満
 D:査定率40%以上60%未満 E:査定率40%未満

6 予算要求及び査定の状況（議案第199号）

（1） 会計別一覧

（単位：千円）

会 計 名		補正前の額	要求額	財政局長査定	市長査定	補正額
一 般 会 計		562,406,916	△ 513,837	△ 513,837	△ 513,837	△ 513,837
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業	109,883,556				
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	23,592,793				
	介 護 保 険 事 業	84,101,915				
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	120,000				
	食 肉 中 央 卸 売 市 場 及 び と 畜 場 事 業	381,000				
	用 地 先 行 取 得 事 業	62,000				
	大 宮 駅 西 口 都 市 改 造 事 業	1,466,000				
	東 浦 和 第 二 土 地 区 画 整 理 事 業	1,775,000				
	浦 和 東 部 第 一 特 定 土 地 区 画 整 理 事 業	2,209,000				
	南 与 野 駅 西 口 土 地 区 画 整 理 事 業	1,367,000				
	指 扇 土 地 区 画 整 理 事 業	784,000				
	江 川 土 地 区 画 整 理 事 業	131,000				
	大 門 下 野 田 特 定 土 地 区 画 整 理 事 業	188,000				
	公 債 管 理	85,224,000				
	計	311,285,264				
	企 業 会 計	水 道 事 業	46,869,930			
病 院 事 業		33,081,656				
下 水 道 事 業		51,155,250				
計		131,106,836				
合 計		1,004,799,016	△ 513,837	△ 513,837	△ 513,837	△ 513,837

(2) 款別一覧(一般会計)

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	要求額	財政局長査定	市長査定	補正額
1 市 税	260,388,003				
2 地 方 譲 与 税	2,944,001				
3 利 子 割 交 付 金	271,000				
4 配 当 割 交 付 金	880,000				
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,080,000				
6 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	278,000				
7 道 府 県 民 税 所 得 割 臨 時 交 付 金	4,050,000				
8 地 方 消 費 税 交 付 金	22,721,000				
9 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	69,000				
10 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,509,001				
11 軽 油 引 取 税 交 付 金	6,578,001				
12 地 方 特 例 交 付 金	1,541,000				
13 地 方 交 付 税	6,218,000				
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	330,000				
15 分 担 金 及 び 負 担 金	4,573,706				
16 使 用 料 及 び 手 数 料	8,469,876				
17 国 庫 支 出 金	94,935,556	△ 109,959	△ 109,959	△ 109,959	△ 109,959
18 県 支 出 金	21,756,011	19,111	19,111	19,111	19,111
19 財 産 収 入	1,236,996				
20 寄 附 金	229,137				
21 繰 入 金	18,338,192	△ 32,376	△ 32,376	△ 32,376	△ 32,376
22 繰 越 金	3,775,901				
23 諸 収 入	31,396,835	23,487	23,487	23,487	23,487
24 市 債	68,837,700	△ 414,100	△ 414,100	△ 414,100	△ 414,100
歳 入 合 計	562,406,916	△ 513,837	△ 513,837	△ 513,837	△ 513,837

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	要求額	財政局長査定	市長査定	補正額
1 議 会 費	1,714,325				
2 総 務 費	59,931,887	56,185	56,185	56,185	56,185
3 民 生 費	196,153,811	12,210	12,210	12,210	12,210
4 衛 生 費	40,232,736				
5 労 働 費	283,449				
6 農 林 水 産 業 費	1,555,428				
7 商 工 費	16,951,462				
8 土 木 費	78,498,328				
9 消 防 費	18,111,620				
10 教 育 費	97,338,036	△ 582,232	△ 582,232	△ 582,232	△ 582,232
11 災 害 復 旧 費	5				
12 公 債 費	51,435,829				
13 予 備 費	200,000				
歳 出 合 計	562,406,916	△ 513,837	△ 513,837	△ 513,837	△ 513,837

(3) 事務事業別の要求と査定経過

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 県議会議員・市議会議員一般選挙費				補正額 56,185			
局/部/課 選挙管理委員会事務局/選挙課				〔要求と査定経過〕			
款/項/目 2款 総務費/6項 選挙費/4目 県議会議員・市議会議員一般選挙費		予算書 P. 15		要求		56,185	
<事業の目的・内容> 任期満了による県議会議員一般選挙及び市議会議員一般選挙の適正な執行を図ります。 任期満了日 県議会議員 平成31年4月29日 市議会議員 平成31年4月30日				財政局長		56,185	
				市長		56,185	
				査定区分		A	
<補正の目的・内容> 選挙期日が当初の想定より1週間早い、平成31年4月7日に決定したため、投票所整理券の送付や期日前投票所の開設等、平成30年度に要する経費について、補正を行うものです。				補正前予算額		69,596	
査定の考え方 要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。							
事務事業名 老人福祉施設等管理運営事業				補正額 12,210			
局/部/課 保健福祉局/長寿応援部/高齢福祉課				繰越明許費の設定			
款/項/目 3款 民生費/3項 老人福祉費/3目 老人福祉施設費		予算書 P. 15		〔要求と査定経過〕			
<事業の目的・内容> 高齢者等の健康増進や生きがいを図るため、公立の高齢者福祉施設の管理運営を行います。また、民間団体が開設する高齢者福祉施設への補助を行います。				要求		12,210	
				財政局長		12,210	
				市長		12,210	
<補正の目的・内容> 老人福祉センター寿楽荘大規模改修工事において、建築工事の受注者の倒産に伴い再発注を行うとともに、機械設備工事及び電気設備工事の工期を延長する必要性が生じたことから、これらの経費のうち、現計予算との差額について、補正を行うものです。				査定区分		A	
				補正前予算額		1,323,277	
査定の考え方 要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。							
事務事業名 小学校営繕事業				補正額 6,287			
局/部/課 教育委員会事務局/管理部/学校施設課				繰越明許費の設定			
款/項/目 10款 教育費/2項 小学校費/4目 学校建設費		予算書 P. 15		債務負担行為の設定			
<事業の目的・内容> 良好な学習環境を確保するために、小学校の老朽化した校舎等の改修を行います。また、「さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画」を推進します。				〔要求と査定経過〕			
				要求		6,287	
				財政局長		6,287	
<補正の目的・内容> 美園南中学校建設工事の受注者の一部構成員が倒産し進捗に遅れが生じていることから、校舎が完成するまでの間、美園小学校の仮設校舎を美園南中学校の校舎として使用するため、教室改修等の経費について補正を行うとともに、仮設校舎の賃貸借期間を延長する経費について、債務負担行為の設定を行うものです。				市長		6,287	
<債務負担行為>				査定区分		A	
				補正前予算額		930,821	
事項		期間	限度額	財 源 内 訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
美園小学校仮設校舎賃借料(追加分)		平成30年度から平成31年度まで	1,685	0	0	0	1,685
査定の考え方 要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。							

〔査定区分〕 A:要求どおり B:査定率(査定/要求)80%以上100%未満 C:査定率60%以上80%未満
 D:査定率40%以上60%未満 E:査定率40%未満

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 小学校校舎増改築事業					補正額 △ 93,464	
局/部/課 教育委員会事務局/管理部/学校施設課					継続費の変更	
款/項/目 10款 教育費/2項 小学校費/4目 学校建設費				予算書 P. 15		
					繰越明許費の設定	
<事業の目的・内容> 児童数の増加により教室不足が見込まれる学校について、校舎の増築を行います。また、「さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画」に基づき、学校施設の改築及び大規模改修を推進します。					〔要求と査定経過〕	
					要求	△ 93,464
<補正の目的・内容> 仲町小学校校舎増築工事の受注者の一部構成員が倒産し進捗に遅れが生じていることから、工事に係る継続費の変更を行うとともに、平成31年4月からの学校運営において普通教室が不足する見込みのため、特別教室を普通教室に改修する経費について、補正を行うものです。					財政局長	△ 93,464
					市長	△ 93,464
<継続費の変更>					査定区分	A
					補正前予算額	2,047,436
事業名		年度	年割額	財 源 内 訳		
				国県支出金	地 方 債	一 般 財 源
仲 町 小 学 校 校 舎 増 築 事 業	28	補正前	136,539	12,491	123,900	148
		補正後	136,539	12,491	123,900	148
	29	補正前	432,846	76,834	299,300	56,712
		補正後	432,846	76,834	299,300	56,712
	30	補正前	758,664	84,527	518,200	155,937
		補正後	654,300	72,899	447,000	134,401
	31	補正前	—	—	—	—
		補正後	104,364	11,628	71,200	21,536
	計	補正前	1,328,049	173,852	941,400	212,797
		補正後	1,328,049	173,852	941,400	212,797
査定の考え方 要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。						
事務事業名 中学校管理運営事業（教育財務課）					補正額 1,066	
局/部/課 教育委員会事務局/管理部/教育財務課					繰越明許費の設定	
款/項/目 10款 教育費/3項 中学校費/2目 学校管理費				予算書 P. 15		
					〔要求と査定経過〕	
<事業の目的・内容> 全ての市立中学校の効率的な管理運営を図り、安全で衛生的な教育環境を維持するため、学校の維持管理・運営に必要な消耗品や校用備品の購入を始め、光熱水費の支払、機械警備の業務委託等を行います。					要求	1,066
					財政局長	1,066
<補正の目的・内容> 美園南中学校建設工事の受注者の一部構成員が倒産し進捗に遅れが生じていることから、校舎が完成するまでの間、美園南中学校を美園小学校と美園中学校において分離開校するため、電話設備を整備する経費について、補正を行うものです。					市長	1,066
					査定区分	A
					補正前予算額	1,704,393
査定の考え方 要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。						

〔査定区分〕 A:要求どおり B:査定率(査定/要求)80%以上100%未満 C:査定率60%以上80%未満
 D:査定率40%以上60%未満 E:査定率40%未満

(一般会計)

(単位：千円)

事務事業名 中学校新設校建設事業				補正額 △ 496,121																																																								
局/部/課 教育委員会事務局/管理部/学校施設課				継続費の変更																																																								
款/項/目 10款 教育費/3項 中学校費/4目 学校建設費		予算書 P. 15		繰越明許費の設定																																																								
<事業の目的・内容> 浦和東部地区のまちづくりに伴う人口増に対応するため、平成31年4月開校予定の美園南中学校の建設を行います。				〔要求と査定経過〕																																																								
<補正の目的・内容> 美園南中学校建設工事の受注者の一部構成員が倒産し進捗に遅れが生じていることから、工事に係る継続費の変更を行うとともに、校舎が完成するまでの間、美園中学校の一部を美園南中学校として使用するため、教室改修等に係る経費について、補正を行うものです。				要求		△ 496,121																																																						
				財政局長		△ 496,121																																																						
				市長		△ 496,121																																																						
				査定区分		A																																																						
				補正前予算額		3,717,342																																																						
<継続費の変更> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">年割額</th> <th colspan="3">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">新設美園地区中学校整備事業</td> <td rowspan="2">29</td> <td>補正前</td> <td>2,277,860</td> <td>321,107</td> <td>1,541,600</td> <td>415,153</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>2,277,860</td> <td>321,107</td> <td>1,541,600</td> <td>415,153</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30</td> <td>補正前</td> <td>3,051,660</td> <td>572,484</td> <td>1,948,300</td> <td>530,876</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>2,527,500</td> <td>474,153</td> <td>1,614,000</td> <td>439,347</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">31</td> <td>補正前</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>524,160</td> <td>98,331</td> <td>334,300</td> <td>91,529</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>補正前</td> <td>5,329,520</td> <td>893,591</td> <td>3,489,900</td> <td>946,029</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>5,329,520</td> <td>893,591</td> <td>3,489,900</td> <td>946,029</td> </tr> </tbody> </table>							事業名	年度	年割額	財源内訳			国県支出金	地方債	一般財源	新設美園地区中学校整備事業	29	補正前	2,277,860	321,107	1,541,600	415,153	補正後	2,277,860	321,107	1,541,600	415,153	30	補正前	3,051,660	572,484	1,948,300	530,876	補正後	2,527,500	474,153	1,614,000	439,347	31	補正前	—	—	—	—	補正後	524,160	98,331	334,300	91,529	計	補正前	5,329,520	893,591	3,489,900	946,029	補正後	5,329,520	893,591	3,489,900	946,029
事業名	年度	年割額	財源内訳																																																									
			国県支出金	地方債	一般財源																																																							
新設美園地区中学校整備事業	29	補正前	2,277,860	321,107	1,541,600	415,153																																																						
		補正後	2,277,860	321,107	1,541,600	415,153																																																						
	30	補正前	3,051,660	572,484	1,948,300	530,876																																																						
		補正後	2,527,500	474,153	1,614,000	439,347																																																						
	31	補正前	—	—	—	—																																																						
		補正後	524,160	98,331	334,300	91,529																																																						
	計	補正前	5,329,520	893,591	3,489,900	946,029																																																						
		補正後	5,329,520	893,591	3,489,900	946,029																																																						
	査定の考え方		要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。																																																									

〔査定区分〕 A:要求どおり B:査定率(査定/要求)80%以上100%未満 C:査定率60%以上80%未満
 D:査定率40%以上60%未満 E:査定率40%未満

事業名 老人福祉施設等管理運営事業外8事業						繰越明許費の追加																																																																																																																			
局/部/課 保健福祉局/長寿応援部部/高齢福祉課外5課						〔要求と査定経過〕																																																																																																																			
予算書P. 4 3、10款 民生費、教育費						要求 —																																																																																																																			
<事業の目的・内容> 繰越明許費の追加を行うものです。						財政局長 —																																																																																																																			
						市長 —																																																																																																																			
(一般会計：繰越明許費追加) (単位：千円)						査定区分 A																																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>事業名</th> <th>局名</th> <th>課所名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 民生費</td> <td>3 老人福祉費</td> <td>老人福祉施設等管理運営事業</td> <td>保健福祉局</td> <td>高齢福祉課</td> <td>174,300</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> <繰越理由> 老人福祉センター寿楽荘大規模改修工事において、受注者の倒産に伴う工事の遅延により、年度内の事業完了が見込めないため。 </td> </tr> <tr> <td>10 教育費</td> <td>1 教育総務費</td> <td>就学事務事業</td> <td>教育委員会事務局</td> <td>学事課</td> <td>4,075</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> <繰越理由> 美園南中学校建設工事において、受注者である特定共同企業体の一部構成員の倒産に伴う工事の遅延により、区画線工及び街路灯設置について年度内の事業完了が見込めないため。 </td> </tr> <tr> <td>10 教育費</td> <td>1 教育総務費</td> <td>特別支援教育推進事業</td> <td>教育委員会事務局</td> <td>特別支援教育室</td> <td>999</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> <繰越理由> 美園南中学校建設工事において、受注者である特定共同企業体の一部構成員の倒産に伴う工事の遅延により、特別支援学級予定教室の改修について年度内の事業完了が見込めないため。 </td> </tr> <tr> <td>10 教育費</td> <td>2 小学校費</td> <td>小学校管理運営事業</td> <td>教育委員会事務局</td> <td>教育財務課</td> <td>6,636</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> <繰越理由> 仲町小学校校舎増築工事において、受注者である特定共同企業体の一部構成員の倒産に伴う工事の遅延により、初度物品の整備等について年度内の事業完了が見込めないため。 </td> </tr> <tr> <td>10 教育費</td> <td>2 小学校費</td> <td>小学校校舎増改築事業</td> <td>教育委員会事務局</td> <td>学校施設課</td> <td>11,201</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> <繰越理由> 仲町小学校校舎増築工事において、受注者である特定共同企業体の一部構成員の倒産に伴う工事の遅延により、教室改修等について年度内の事業完了が見込めないため。 </td> </tr> <tr> <td>10 教育費</td> <td>3 中学校費</td> <td>中学校管理運営事業</td> <td>教育委員会事務局</td> <td>教育財務課</td> <td>197,389</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> <繰越理由> 美園南中学校建設工事において、受注者である特定共同企業体の一部構成員の倒産に伴う工事の遅延により、初度物品の整備等について年度内の事業完了が見込めないため。 </td> </tr> <tr> <td>10 教育費</td> <td>3 中学校費</td> <td>中学校新設校建設事業</td> <td>教育委員会事務局</td> <td>学校施設課</td> <td>498,442</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> <繰越理由> 美園南中学校建設工事において、受注者である特定共同企業体の一部構成員の倒産に伴う工事の遅延により、教室改修等について年度内の事業完了が見込めないため。 </td> </tr> <tr> <td>10 教育費</td> <td>7 保健体育費</td> <td>学校給食管理運営事業</td> <td>教育委員会事務局</td> <td>健康教育課</td> <td>20,643</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> <繰越理由> 美園南中学校建設工事及び仲町小学校校舎増築工事において、受注者である特定共同企業体の一部構成員の倒産に伴う工事の遅延により、初度物品の整備等について年度内の事業完了が見込めないため。 </td> </tr> <tr> <td>10 教育費</td> <td>7 保健体育費</td> <td>学校保健事業</td> <td>教育委員会事務局</td> <td>健康教育課</td> <td>5,394</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> <繰越理由> 美園南中学校建設工事において、受注者である特定共同企業体の一部構成員の倒産に伴う工事の遅延により、初度物品の整備等について年度内の事業完了が見込めないため。 </td> </tr> </tbody> </table>						款	項	事業名	局名	課所名	金額	3 民生費	3 老人福祉費	老人福祉施設等管理運営事業	保健福祉局	高齢福祉課	174,300	<繰越理由> 老人福祉センター寿楽荘大規模改修工事において、受注者の倒産に伴う工事の遅延により、年度内の事業完了が見込めないため。						10 教育費	1 教育総務費	就学事務事業	教育委員会事務局	学事課	4,075	<繰越理由> 美園南中学校建設工事において、受注者である特定共同企業体の一部構成員の倒産に伴う工事の遅延により、区画線工及び街路灯設置について年度内の事業完了が見込めないため。						10 教育費	1 教育総務費	特別支援教育推進事業	教育委員会事務局	特別支援教育室	999	<繰越理由> 美園南中学校建設工事において、受注者である特定共同企業体の一部構成員の倒産に伴う工事の遅延により、特別支援学級予定教室の改修について年度内の事業完了が見込めないため。						10 教育費	2 小学校費	小学校管理運営事業	教育委員会事務局	教育財務課	6,636	<繰越理由> 仲町小学校校舎増築工事において、受注者である特定共同企業体の一部構成員の倒産に伴う工事の遅延により、初度物品の整備等について年度内の事業完了が見込めないため。						10 教育費	2 小学校費	小学校校舎増改築事業	教育委員会事務局	学校施設課	11,201	<繰越理由> 仲町小学校校舎増築工事において、受注者である特定共同企業体の一部構成員の倒産に伴う工事の遅延により、教室改修等について年度内の事業完了が見込めないため。						10 教育費	3 中学校費	中学校管理運営事業	教育委員会事務局	教育財務課	197,389	<繰越理由> 美園南中学校建設工事において、受注者である特定共同企業体の一部構成員の倒産に伴う工事の遅延により、初度物品の整備等について年度内の事業完了が見込めないため。						10 教育費	3 中学校費	中学校新設校建設事業	教育委員会事務局	学校施設課	498,442	<繰越理由> 美園南中学校建設工事において、受注者である特定共同企業体の一部構成員の倒産に伴う工事の遅延により、教室改修等について年度内の事業完了が見込めないため。						10 教育費	7 保健体育費	学校給食管理運営事業	教育委員会事務局	健康教育課	20,643	<繰越理由> 美園南中学校建設工事及び仲町小学校校舎増築工事において、受注者である特定共同企業体の一部構成員の倒産に伴う工事の遅延により、初度物品の整備等について年度内の事業完了が見込めないため。						10 教育費	7 保健体育費	学校保健事業	教育委員会事務局	健康教育課	5,394	<繰越理由> 美園南中学校建設工事において、受注者である特定共同企業体の一部構成員の倒産に伴う工事の遅延により、初度物品の整備等について年度内の事業完了が見込めないため。						補正前予算額 —	
款	項	事業名	局名	課所名	金額																																																																																																																				
3 民生費	3 老人福祉費	老人福祉施設等管理運営事業	保健福祉局	高齢福祉課	174,300																																																																																																																				
<繰越理由> 老人福祉センター寿楽荘大規模改修工事において、受注者の倒産に伴う工事の遅延により、年度内の事業完了が見込めないため。																																																																																																																									
10 教育費	1 教育総務費	就学事務事業	教育委員会事務局	学事課	4,075																																																																																																																				
<繰越理由> 美園南中学校建設工事において、受注者である特定共同企業体の一部構成員の倒産に伴う工事の遅延により、区画線工及び街路灯設置について年度内の事業完了が見込めないため。																																																																																																																									
10 教育費	1 教育総務費	特別支援教育推進事業	教育委員会事務局	特別支援教育室	999																																																																																																																				
<繰越理由> 美園南中学校建設工事において、受注者である特定共同企業体の一部構成員の倒産に伴う工事の遅延により、特別支援学級予定教室の改修について年度内の事業完了が見込めないため。																																																																																																																									
10 教育費	2 小学校費	小学校管理運営事業	教育委員会事務局	教育財務課	6,636																																																																																																																				
<繰越理由> 仲町小学校校舎増築工事において、受注者である特定共同企業体の一部構成員の倒産に伴う工事の遅延により、初度物品の整備等について年度内の事業完了が見込めないため。																																																																																																																									
10 教育費	2 小学校費	小学校校舎増改築事業	教育委員会事務局	学校施設課	11,201																																																																																																																				
<繰越理由> 仲町小学校校舎増築工事において、受注者である特定共同企業体の一部構成員の倒産に伴う工事の遅延により、教室改修等について年度内の事業完了が見込めないため。																																																																																																																									
10 教育費	3 中学校費	中学校管理運営事業	教育委員会事務局	教育財務課	197,389																																																																																																																				
<繰越理由> 美園南中学校建設工事において、受注者である特定共同企業体の一部構成員の倒産に伴う工事の遅延により、初度物品の整備等について年度内の事業完了が見込めないため。																																																																																																																									
10 教育費	3 中学校費	中学校新設校建設事業	教育委員会事務局	学校施設課	498,442																																																																																																																				
<繰越理由> 美園南中学校建設工事において、受注者である特定共同企業体の一部構成員の倒産に伴う工事の遅延により、教室改修等について年度内の事業完了が見込めないため。																																																																																																																									
10 教育費	7 保健体育費	学校給食管理運営事業	教育委員会事務局	健康教育課	20,643																																																																																																																				
<繰越理由> 美園南中学校建設工事及び仲町小学校校舎増築工事において、受注者である特定共同企業体の一部構成員の倒産に伴う工事の遅延により、初度物品の整備等について年度内の事業完了が見込めないため。																																																																																																																									
10 教育費	7 保健体育費	学校保健事業	教育委員会事務局	健康教育課	5,394																																																																																																																				
<繰越理由> 美園南中学校建設工事において、受注者である特定共同企業体の一部構成員の倒産に伴う工事の遅延により、初度物品の整備等について年度内の事業完了が見込めないため。																																																																																																																									
査定の考え方 要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。																																																																																																																									

〔査定区分〕 A:要求どおり B:査定率(査定/要求)80%以上100%未満 C:査定率60%以上80%未満
 D:査定率40%以上60%未満 E:査定率40%未満

(一般会計：債務負担行為)

(単位：千円)

事項 美園南中学校生徒バス送迎業務				債務負担行為の設定																					
局/部/課 教育委員会事務局/学校教育部/指導1課				〔要求と査定経過〕																					
予算書P. 5				要求 —																					
<補正の目的・内容> 美園南中学校を美園小学校と美園中学校において分離開校するに当たり、学校行事や部活動等の際、生徒が安全かつ迅速に移動するための手段を確保する必要があることから、美園小学校と美園中学校の間でバスによる送迎を実施します。 平成31年度当初からの事業実施に向けて今年度中に契約を行うため、債務負担行為の設定を行うものです。				財政局長 —																					
				市長 —																					
<債務負担行為> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美園南中学校生徒バス送迎業務</td> <td>平成30年度から平成31年度まで</td> <td>5,395</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5,395</td> </tr> </tbody> </table>				事項	期間	限度額	財源内訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	美園南中学校生徒バス送迎業務	平成30年度から平成31年度まで	5,395	0	0	0	5,395	査定区分		A	
							事項	期間	限度額	財源内訳															
国県支出金	地方債	その他	一般財源																						
美園南中学校生徒バス送迎業務	平成30年度から平成31年度まで	5,395	0	0	0	5,395																			
				補正前予算額 —																					
査定の考え方				要求内容及び積算について適正と認められるため、所管局の要求どおり計上しました。																					

〔査定区分〕 A:要求どおり B:査定率(査定/要求)80%以上100%未満 C:査定率60%以上80%未満
 D:査定率40%以上60%未満 E:査定率40%未満